
第4章 分 野 別 施 策

4 - 1 地域共生社会の推進

(1) 地域福祉

名古屋市では、地域共生社会の実現のため、「なごやか地域福祉2029」及び「第2期名古屋市重層的支援体制整備事業実施計画」に基づき、地域福祉の推進に努めています。

地域福祉推進のためには、市や社会福祉協議会等による各種福祉サービスとともに、市民のみなさんの自主的な参加による地域福祉活動が重要となります。



地域住民によるふれあい交流活動

1. なごやか地域福祉2029（第4期名古屋市地域福祉計画・第7次名古屋市社会福祉協議会地域福祉推進計画）

地域共生社会の実現のため、地域の福祉課題や生活課題を明らかにし、名古屋市における地域福祉の取り組むべき方向性を示すため、令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間として策定しました。

この計画は、市の「地域福祉計画」と、名古屋市社会福祉協議会の「地域福祉推進計画」を一体的に策定しており、市・区社会福祉協議会とともに「なごやか地域福祉2029」を推進しています。

2. 第2期名古屋市重層的支援体制整備事業実施計画

支援を必要とする人を誰一人取り残さない地域共生社会の実現を目指して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間として策定しました。

重層的支援体制整備事業においては、各相談支援機関が関係機関と連携して包括的相談支援を行うとともに、区ごとに設置した包括的相談支援チームが、多機関協働の支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援、社会参加に向けた支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に実施しています。

3. 孤独・孤立対策事業

孤独・孤立対策推進法に基づき、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えている、又は社会から孤立していることにより、心身に有害な影響を受けている状態の方が相談窓口や支援事業の情報を得やすくするため、ポータルサイトを活用した周知や講演会開催などの啓発を実施しています。また、官と民と地域の連携を推進するため、孤独・孤立対策官民連携プラットフォームを設置しています。

4. ひきこもり支援事業

(1) ひきこもり地域支援センターの設置

ひきこもり本人や家族等からの相談等の支援を行う「ひきこもり地域支援センター」を市内2カ所に設置し、ひきこもり支援コーディネーターを配置してひきこもり支援を推進しています。

ア 相談支援事業

ひきこもりに関する面接相談、電話相談、訪問相談及びLINE相談を実施します。

イ 居場所づくり事業

ひきこもり本人が社会参加をするための第一歩となる居場所を設置します。

ウ ひきこもり関係機関連絡会議

ひきこもり支援を行う団体・機関等と行政機関との連携を図り、各団体・機関同士の情報交換・交流を図るため、連絡会を開催します。

エ 普及啓発

ひきこもりへの理解を促進するため、ひきこもりの支援者を対象としたセミナーの実施、情報誌の作成・発

行をします。

オ 家族支援

ひきこもり家族教室やひきこもりを考える家族のつどいを開催しています。

カ ひきこもり支援サポーター養成研修・派遣事業

地域でひきこもり本人や家族に対する支援の輪を広げることを目的としたひきこもり支援サポーターを養成し、家族のつどいなどに派遣します。

(2) ひきこもり支援方針の推進

令和6年度に策定したひきこもり支援方針の内容に沿い、必要な施策について検討します。

(3) ひきこもり支援に関する情報発信及び支援につながる環境づくり

様々な機会を捉えた相談窓口の周知を行うとともに、ポータルサイト・メタバースを活用した支援情報の発信や居場所の設置を行い、ひきこもり本人や家族等が支援につながる環境づくりを推進します。

5. ワークダイバーシティモデル事業

働きづらさを抱えている方を対象に障害者就労支援事業所を活用した就労支援を実施する市内事業者に対して、事業費の一部を助成しています。

6. 民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法の定めるところにより、名古屋市長の推薦に基づいて厚生労働大臣から委嘱されます。また、児童福祉法に定める児童委員を兼ねています。民生委員・児童委員は、給与は支給されず、社会奉仕の精神をもって常に住民の立場に立って相談に応じ必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めています。

介護を必要とする高齢者の問題、子ども達が健やかに生まれ育つ環境づくり、障害者福祉の向上などますます多様化する福祉ニーズに対し、民生委員・児童委員は、地域住民の福祉活動の推進役としての活躍が期待されています。

(1) 職務

民生委員法に定められた調査活動、要援助者の相談・援助、社会福祉施設との連携及び支援、関係行政機関の業務に対する協力、必要に応じた援助活動とともに、ひとり暮らし高齢者をあたたかく見守る運動の推進、その他自主的な地域福祉活動を行っています。

(2) 委嘱

地域住民の信望があり、社会福祉の増進に熱意をもつなどの資格要件を満たし、それぞれの地域から推薦された人が委嘱されます。

(3) 任期

3年

(4) 定数

本市では、一般の区域を担当する民生委員・児童委員が3,898名、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員が583名となっており、これらの方々が、小学校区を単位とした267の民生委員児童委員協議会に組織され、活動しています。

7. 総合社会福祉会館

社会福祉活動の振興と市民福祉の向上を図ることを目的として設置し、社会福祉関係者をはじめ広く市民のみなさんに利用していただく施設です。

管理・運営は名古屋市社会福祉協議会が行っており、次のような事業が実施されています。

① 福祉のひろば

障害者の授産製品の展示、ボランティア・市民活動情報コーナーの設置など

- ② 相談事業
福祉に関する各種相談
- ③ 福祉図書室・情報閲覧コーナー
福祉関係の図書・資料の閲覧及び一部貸出し
- ④ ボランティアセンター
ボランティアに関する相談、登録、派遣調整、ボランティア保険の受付け
- ⑤ トレーニングルーム
発達援助指導、おもちゃ図書館の開設など
- ⑥ その他
大・中・小会議室、研修室、和室の利用の受付け（福祉目的の利用は無料です）

8. 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき、社会福祉関係者などによって組織された民間が主体の社会福祉推進団体で、福祉啓発、ボランティア活動の振興、在宅福祉サービスなど地域福祉を推進するための様々な事業を行っています。

本市では、名古屋市社会福祉協議会が総合社会福祉会館に、区社会福祉協議会が各区に設置されています。

名古屋市社会福祉協議会では、福祉基金事業（37 頁参照）の他、障害者・認知症高齢者権利擁護事業、成年後見あんしんセンター事業、高齢者虐待相談センター事業、障害者虐待相談センター事業、高齢者はつらつ長寿推進事業、いきいき支援センター事業などを実施しています。また、ホームヘルプサービス事業（訪問介護事業）としての「なごやかヘルプ事業」、ケアマネジャーによる居宅介護支援事業を実施しています。その他社会福祉施設職員の研修事業に取り組むなど幅広い事業を展開しています。なお、現在、各区の社会福祉協議会が設置・運営主体となつて在宅サービスの提供と地域福祉活動の推進の拠点である在宅サービスセンターを、各区に1ヶ所ずつ開設しています。

▶ 市社会福祉協議会の主な事業内容

- ① 区社会福祉協議会の活動支援
- ② 社会福祉の啓発
- ③ 地域福祉活動の振興
 - ア 地域福祉推進協議会事業
 - イ ふれあいネットワーク活動の推進
 - ウ ふれあい給食サービス事業
 - エ ふれあいいきいきサロン活動の推進
- ④ ボランティア活動の振興
 - ア ボランティアセンターの運営
 - イ 区社会福祉協議会ボランティアセンターの支援
 - ウ ボランティア組織化の促進
- ⑤ 福祉基金事業
- ⑥ 障害者・認知症高齢者権利擁護事業
- ⑦ 成年後見あんしんセンター事業
- ⑧ 法人後見センター事業
- ⑨ 高齢者虐待相談センター事業
- ⑩ 障害者虐待相談センター事業
- ⑪ 障害者差別相談センター事業
- ⑫ 高齢者はつらつ長寿推進事業
- ⑬ 居宅介護支援事業

北区総合庁舎

7 F	総合社会福祉会館	⑥会議室・研修室・和室
6 F		⑤トレーニングルーム ④ボランティアセンター
5 F		③福祉図書室・情報閲覧コーナー ②相談室 ①福祉のひろば 事務室（市社協・福祉団体）
4 F	保健センター	
3 F ↓ 1 F	区役所（社会福祉事務所）	

- ⑭ なごやかヘルプ事業
- ⑮ いきいき支援センター事業の運営
- ⑯ 重層的支援体制整備事業の運営
- ⑰ 認知症相談支援センター運営事業
- ⑱ 社会福祉施設の連携強化、職員研修事業
- ⑲ 障害者雇用支援センター事業
- ⑳ 鯉城学園の管理・経営
- ㉑ 総合社会福祉会館の管理・経営
- ㉒ とだがわこどもランドの管理・経営

9. 福祉基金（地域福祉推進・子育て支援基金）

昭和56年10月の設置以来、寄附金（チャリティの益金や冠婚葬祭のお返しの一部など）を積み立て、その果実は福祉意識の啓発やボランティア活動の振興、地域福祉事業の推進など、ぬくもりのある福祉風土をつくりあげていくための事業に使われています。

10. 共同募金

昭和22年10月以来、毎年赤い羽根共同募金運動が全国的に展開されています。

市及び各区の共同募金委員会により、街頭、戸別募金や歳末たすけあい募金活動を実施しています。この募金は、民間社会福祉施設の建物整備や備品の購入、社会福祉協議会を中心とした地域での福祉活動に対する助成、歳末における福祉施設やボランティア団体への支援・援助などに使われています。

● (2) 生活困窮者の自立支援

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある生活困窮者の自立の促進を図るため、本市では、生活困窮者に対する自立の支援に関する必要な事業を実施しています。

1. 生活困窮者自立支援制度の概要

事業名	事業内容
自立相談支援事業	○ 生活困窮者及びその家族、その他の関係者からの相談に包括的に対応するとともに、その自立に向けて、アセスメントを行い、プランを作成し支援を実施。
住居確保給付金	○ 離職者等であって、所得等が一定水準以下のものに対して、有期で家賃相当額を給付するほか、収入が著しく減少した者であって、所得等が一定水準以下で家計改善のため転居の必要性が認められるものに対し、転居にかかる費用の一部を給付。
就労準備支援事業	○ すぐに一般就労が難しい生活困窮者に対して、一般就労に必要な知識及び能力の向上が図られるよう、生活訓練や社会訓練を実施。
就労訓練事業	○ すぐに一般就労が難しい生活困窮者に対して、支援付きの就労・作業などの場（本市から認定を受けた企業や事務所が行う就労訓練）の利用に向けた支援を実施。
居住支援事業	○ 住居のない生活困窮者であって、所得が一定水準以下の者に対して、一定期間（3か月を想定）内に限り、宿泊場所の供与や衣食の供与等を実施。
家計改善支援事業	○ 家計に課題を抱える生活困窮者に対して、家計簿の作成等の家計に関するきめの細かい相談支援を行うとともに、必要に応じて資金の貸付のあっせんや公的給付の利用支援等を実施。
子どもの学習・生活支援事業	○ 生活保護世帯を含む生活困窮家庭の子どもに対して、高校進学に向けた支援や居場所づくりなどを行う学習支援事業を実施。
その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業	○ 上記のほか、地域の実情に応じ、生活困窮者の自立に必要な取組みを実施。

2. 仕事・暮らし自立サポートセンターの設置

市内3か所（名駅・金山・大曾根）に設置した「仕事・暮らし自立サポートセンター」では、生活困窮者の相談と各種支援（住居確保給付金の支給、就労準備支援、就労訓練、家計改善支援等）を一体的に実施しています。

地域の中で生活上の課題を抱えながらも自ら支援を求めることができない方やセンターまで相談に訪れることができない方など、これまで支援につなげることが難しかった方々を早期に把握し支援につなげていくために、地域連携・訪問型自立相談支援員を各センターに2名配置して、地域連携の推進及び訪問相談の充実を図っています。

また、各センターに就労支援推進員1名を配置し、就労訓練事業所の開拓や利用後の事業所へのフォローを行うなど、就労訓練事業の推進を図っています。

● (3) 生活福祉資金貸付制度

低所得世帯及び障害者・高齢者の属する世帯に対して、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的として、生活福祉資金の貸付制度があります。

次のとおり愛知県社会福祉協議会が資金の貸付けをしています。(申請窓口は区社会福祉協議会)

1. 生活福祉資金

貸付対象	(1) 低所得世帯	資金の貸付けにあわせて必要な支援を受けることにより独立自活できると認められる世帯であって、必要な資金を他から受けることが困難である世帯(市民税非課税程度)
	(2) 障害者世帯	身体障害者手帳、愛護手帳(療育手帳)又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた障害者〔現に障害者総合支援法によるサービスを利用している方の属する世帯を含む。(身体障害者手帳を除く。))〕のいる世帯
	(3) 高齢者世帯	日常生活上、療養または介護を必要とする65歳以上の高齢者の属する世帯

① 総合支援資金

生計中心者の失業等により日常生活に困難を抱えている世帯に対し、生活の立て直しのために、継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金の貸付を行う制度です。

② 福祉資金

低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯(日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る。)に対し、日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要な費用や、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に費用の貸付を行う制度です。

③ 教育支援資金

低所得世帯に対し、就学や入学に必要な費用の貸付を行う制度です。

④ 不動産担保型生活資金

ア 不動産担保型生活資金

一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する低所得の高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活費の貸付を行う制度です。

イ 要保護世帯向け不動産担保型生活資金

一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居を所有し、又は住み続ける事を希望する要保護高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活保護に優先して生活費の貸付を行う制度です。

2. 臨時特例つなぎ資金

住居のない離職者であって、公的給付制度や公的貸付制度による支援を受けるまでの間、当面の生活に要する資金の貸付を行う制度です。

※条件として、離職者を支援する公的給付制度又は公的貸付制度の申請を受理されていること、貸付を受けようとする者の名義の金融機関口座を有していること、自立相談支援事業(名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター)を利用していることが必要となります。

▶ 取扱窓口 区社会福祉協議会

▶ 制度の内容 42 頁(「生活福祉資金 資金別貸付条件」)参照

生活福祉資金 資金別貸付条件（令和7年4月現在）

(1) 生活福祉資金

① 総合支援資金

資 金 種 類		貸 付 条 件			
		貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利子
生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	(二人以上) 月20万円以内 (単身) 月15万円以内 ・貸付期間は原則3月以内（延長により最長12月まで）	最終貸付日から6月以内	据置期間 経過後 10年以内	連帯保証人あり： 無利子 連帯保証人なし： 1.5%
住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用 (住居確保給付金の対象者)	40万円以内	貸付の日 (生活支援費と合わせて貸付の場合は、生活支援費の最終貸付日)から6月以内		
一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用	60万円以内			

※連帯保証人は原則必要であるが、いない場合も申込可。

※原則として生活困窮者自立支援法に基づく支援（名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター）を受けるとともに、実施主体及び関係機関から借入後の継続的な支援を受けることに同意していることが必要。

② 福祉資金

資 金 種 類		貸 付 条 件			
		貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利子
福祉費	日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要なであると見込まれる以下に掲げる費用				連帯保証人あり： 無利子 連帯保証人なし： 1.5%
	生業を営むために必要な経費	460万円		20年	
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 6月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年以内 580万円		8年	
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円		7年	
	福祉用具等の購入に必要な経費	170万円		8年	
	障害者用の自動車の購入に必要な経費	250万円		8年	
	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円		10年	
	負傷又は疾病の療養にかかる必要な経費（健康保険の例による医療費の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む。）及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が1年を超えないときは170万円 1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円	貸付の日 (分割による交付の場合には最終貸付日)から6月以内	5年	
	介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービスを受ける期間が1年を超えないときは170万円 1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円		5年	
	災害を受けたことにより臨時に必要なとなる経費	150万円		7年	
	冠婚葬祭に必要な経費	50万円		3年	
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円		3年	
	就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円		3年	
	その他日常生活上一時的に必要な経費	50万円		3年	

生活福祉資金 資金別貸付条件（令和7年4月現在）

緊急小口資金	次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用 ① 医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき ② 火災等被災によって生活費が必要なとき ③ 年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要なとき ④ 会社から解雇、休業（事業主都合によるもの）等による収入減のため生活費が必要なとき ⑤ 滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いにより支出が増加したとき ⑥ 公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき ⑦ 生活困窮者自立支援法に基づく支援や実施機関及び関係機関からの継続的な支援を受けるために経費が必要なとき ⑧ 給与等の盗難によって生活費が必要なとき ⑨ その他これらと同等のやむを得ない事由があって、緊急性、必要性が高いと認められるとき ア．事故等により損害を受けた場合による支出増（ただし、借受人の日常生活に支障をきたす事故等の場合に限る） イ．社会福祉施設等からの退住に伴う賃貸住宅の入居に伴う敷金、礼金等の支払いによる支出増	10万円以内	貸付の日から2月以内	据置期間 経過後 12月以内	無利子
--------	---	--------	------------	----------------------	-----

※連帯保証人について、福祉費は原則必要であるが、いない場合も申込可。緊急小口資金は不要。

※資金種類によっては、連帯借受人が必要な場合あり。

※原則として生活困窮者自立支援法に基づく支援（名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター）を受けるとともに、実施主体及び関係機関から借入後の継続的な支援を受けることに同意していることが必要。

③ 教育支援資金

資金種類		貸付条件			
		貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利子
教育支援費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	（高校）月3.5万円以内 （高専）月6.0万円以内 （短大）月6.0万円以内 （大学）月6.5万円以内 ※特に必要と認める場合に限り上限額の1.5倍の額まで貸付可能	卒業後 6月以内	据置期間 経過後 20年以内	無利子
就学支度費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円以内			

※連帯保証人は不要であるが、世帯内に連帯借受人が必要。

④ 不動産担保型生活資金

資金種類		貸付条件			
		貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利子
不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・土地の評価額の70%程度 ・月30万円以内 ※集合住宅は対象外	契約の終了後 3月以内	据置期間 終了時	年3%、又は長期プライムレートのいずれか低い利率
要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・土地及び建物の評価額の70%程度（集合住宅の場合は50%） ・生活扶助額の1.5倍以内			

※貸付期間は、借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額までに達するまでの期間となる。

※連帯保証人について、不動産担保型生活資金は推定相続人から選任が必要、要保護不動産担保型生活資金は不要。

(2) 臨時特例つなぎ資金

資金種類		貸付条件		
		貸付限度額	償還期間	貸付利子
	住居のない離職者であり、離職者を支援するための公的給付制度（失業等給付、住居確保給付等）及び公的貸付制度（総合支援資金等）の交付を受けるまでの間、当面の生活費を貸し付ける資金	10万円以内	公的給付・貸付金の交付後 1月以内 （1年以内の月賦も可）	無利子

（４） 福祉の環境整備

高齢者や障害者をはじめ市民のみなさんが生活しやすく活動しやすい快適な都市環境を築いていくため、「福祉都市環境整備指針一人にやさしいまち名古屋をめざして」に基づき広く福祉のまちづくりの推進を図っています。



地下鉄駅エレベーターの整備

1. 福祉都市環境整備指針

指針では福祉の環境整備の基本的な考え方を明らかにするとともに、福祉の整備や配慮についての技術的基準や公共建築物・道路・公園・公共交通機関といった都市施設の整備方針などについて定めています。

（平成3年11月策定、平成15年2月改定、平成29年3月改定、令和4年3月一部改定）

2. 福祉のまちづくり推進会議

都市施設の整備に指針を活かし、福祉的視点に立ったまちづくりを総合的かつ面的に推進していくため「福祉のまちづくり推進会議」を開催し、幅広い見地から専門的な審議を行い指針の進行管理に努めています。

3. バリアフリー法に基づく重点整備地区基本構想

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づき、一定の地区を重点整備地区として定め、旅客施設、官公庁施設、福祉施設等、高齢者・障害者等が生活上利用する施設やその周辺の道路、駅前広場などを一体的に整備していくための基本構想を策定しています。

（平成14年度金山駅地区策定、平成15年度名古屋駅地区策定、平成17年度栄・久屋大通駅地区策定、平成20年度大曽根駅地区策定、令和4年度瑞穂公園陸上競技場地区策定）

4. 建築物における福祉環境整備

（1）「愛知県 人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に基づく整備計画に対する指導及び助言

多数の市民が日常生活や社会活動に利用する建築物について、「愛知県 人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に基づき、届出がなされる福祉の整備計画について、指導及び助言を行っています。（住宅都市局にて取扱い）

（2）やさしさマーク（福祉環境整備に関する標示板）の交付

県条例に定める整備基準以上に整備が進んだ建築物で利用者へのソフト面の配慮を行っている場合に、建築主等の申請に基づいて交付し、建築物の出入口近くに掲示していただいています。

232施設（民間建築物）に交付（令和6年度末現在）

5. 公共交通機関における福祉環境整備

高齢者や障害者をはじめだれでもが安全で快適に利用できるよう、公共交通機関の福祉環境整備を進めています。

（1）民間鉄道駅舎へのバリアフリー化設備設置補助

市内の民間鉄道駅のバリアフリー化設備（エレベーター、バリアフリースイレ、転落防止設備等）の設置に対して補助し、公共交通機関の福祉環境整備を広く推進します。（平成26年度より1日の平均乗降者数3,000人以上の駅を対象に事業費の3分の1の補助を開始）

（2）市営交通機関の福祉環境整備

地下鉄駅へのエレベーター、可動式ホーム柵等の設置や、照明付バス停留所標識の設置等を交通局において進めています。

（3）ユニバーサルデザインタクシーの導入補助

ユニバーサルデザインタクシーの導入に対して補助し、公共交通機関の福祉環境整備を広く推進します。（平成29年度より1台あたり20万円の補助を開始）

6. 道路・公園における福祉環境整備

(1) ユニバーサルゾーン

全ての人にやさしい「ユニバーサルデザイン」の視点に立ち、より安心・安全で快適なまちづくりをすすめることを目的に、障害者施設等の周辺をユニバーサルゾーンとして設定し、より安全な道路交通環境を整備・維持しています。(令和6年度末現在31地区設定)

(2) 道路・公園の整備

指針に基づいて、高齢者や障害者の利用に配慮した道路・公園の整備を関連の各局において進めています。

7. バリアフリー整備相談支援事業

市が行う施設整備に障害者や高齢者をはじめ配慮を必要とする当事者が参画する場を設け、事業者や行政では気づけない使いやすさ等のニーズを施設整備に反映させ、誰もが使いやすい施設の整備を進めることにより、バリアフリーのまちづくりにつなげる取組みを行っています。【令和7年度事業開始予定】